

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ（令和6年11月版）

	質問内容	回答
事業概要	1 本制度の対象者を教えてください。	市内在住の小学校3年生までのお子様の保護者で、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方が対象です。
	2 「日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする」とは、どのような場合ですか？	保護者の残業、病気、自己実現、学校行事など、一時的に保育が必要となる場合で、幅広い理由が対象となります。
	3 認可保育園等の施設に在籍していても、本事業の対象となりますか？	対象となります。施設の在籍有無は問いません。
	4 保育の必要性を有していませんが、本事業の対象となりますか？	対象となります。保育の必要性の有無は問いません。
	5 利用にあたり、対象者の所得制限はありますか？	ありません。
	6 利用できない日や時間帯はありますか？	ありません。24時間365日利用可能です。ただし、市がベビーシッターをあっせんする事業ではないため、利用日時についてはベビーシッター事業者と調整してください。
	7 受け取った助成金は確定申告が必要ですか？	本助成金は、令和3年度税制改正により非課税となります。
	8 日ごと、月ごとの利用上限時間はありますか？	ありません。
9 現在の利用時間はどのように確認すればよいですか？	お問い合わせください。	
10 育休中や在宅勤務中でも利用できますか？	就労状況や在宅の有無にかかわらず利用できます。	
11 自宅以外の保育は、助成の対象になりますか？	図書館・児童館・子育てひろば・病院など場所は問わず、ベビーシッターが、継続して保育をしている状態であれば、助成対象となります。ただし、自宅外で保育することに伴う経費（施設利用料、入場料等）は助成対象外です。	
12 実家が調布市にあり、里帰りする場合、対象になりますか？	調布市に住民登録があることが要件のため、住民票が調布市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、調布市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。	
13 子どもの住民票が調布市にない場合、対象になりますか？	住民票が調布市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、調布市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。	
14 母と子は市外へ住所を移した一方、父は調布市に住所があります。父が申請者の場合、補助申請は可能ですか？	子どもの住民票が調布市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、調布市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。	
費用	1 ベビーシッターに係るすべての費用が助成対象となりますか？	すべてではありません。ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象です。保育料以外（入会金、会費、キャンセル料、当日予約オプション等予約が遅れたことにかかる料金、保険料、おむつ代等の実費、家事支援、ピアノや英語の指導料等）は対象外です。
	2 消費税は助成対象になりますか？	原則助成対象外になります。ただし、基本保育料に含まれて請求されている場合、助成対象としている費用（基本保育料と対象オプション）にかかる消費税であることが明確に判断できる場合は助成対象になります。
	3 早朝、夜間、休日の加算料金は助成対象となりますか？	対象となります。利用料の内訳が分かるものをご提示ください。
	4 病児を保育する際の加算料金は助成対象となりますか？	対象となります。利用料の内訳が分かるものをご提示ください。

	5	兄弟を保育をする場合、共同保育をする場合の加算料金は助成対象となりますか？また、その際の上限時間・上限額の計算はどうなりますか？	どちらも対象児童である兄弟について、小学生以上の兄弟と一緒に見る場合や、共同保育を行った場合に、第1子は通常保育料、第2子は加算料金という扱いとなった場合も、助成対象です。 その際は、上限時間は第1子・第2子それぞれ計算し、144時間までです。上限額は、第1子の通常保育料と第2子の加算料金を合計し、対象児童の人数2人で割った金額です。割引がある場合はその金額も引いたうえでの合計額を人数で割ります。 例：第1子の保育料8000円（1時間あたり）、第2子の加算料金2000円（1時間あたり）、割引額1000円（1時間あたり）の場合、 $(8000円+2000円-1000円) \times 1/2 = 4500円$
	6	送迎サービスは助成対象になりますか？	保育と一体的に行われる場合の送迎は対象になります。ただし、送迎のみ利用する場合など保育を含まない形のサービスは助成対象外になります。
	7	家事サービスは助成対象になりますか？	純然たる保育サービス提供対価として認められないため、対象なりません。調布市では、1歳未満の児童の保護者は、別事業「ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」の対象となる場合がありますので、市ホームページをご確認ください。
	8	国や事業所のクーポンや福利厚生での割引を受けていても対象となりますか？	クーポンや福利厚生適用などによる割引を受けている場合は、その金額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。 利用したクーポンや内容等、割引を受けたことが分かるものをご提出ください。
	9	入会金や月会費に保育料が含まれる場合は対象となりますか？	利用明細等で、入会金や月会費と保育料が明確に分けられる場合は、保育料のみ補助対象となります。
	10	助成金の計算方法を教えてください。	①助成上限額（2,500円もしくは3,500円）×利用時間 ②実際に支払った基本保育料 上記のうち、少ない方の額を助成します（日ごとに助成額を計算します）。
	11	対象となる利用時間を教えてください。	利用時間については、1時間単位での助成となります。また、申請した保育の合計時間ではなく、1回ごとの利用で計算します。 （利用開始時を起点とし、1時間未満の利用時間は切り捨てとなります。） （例：8時から10時30分までの利用の場合は、8時から10時までの2時間が対象となり、10時から10時30分までの利用は対象外です。）
	12	助成上限額が変わる午前7時と午後10時をまたぐ利用の場合（午前6時30分から午前7時30分等）の助成上限額はいくらになりますか？	利用開始時を起点とし、1時間ごとに助成上限額（2,500円もしくは3,500円）を決めます。助成上限額が変わる午前7時と午後10時をまたぐ1時間については、30分以上が夜間利用の場合は3,500円を助成上限額とします。30分未満の場合は2,500円となります。 （例：6時30分から7時30分の場合は3,500円、21時15分から22時15分の場合は2,500円。）
	13	こども家庭庁ベビーシッター券（1日につき1時間2200円×2枚）を利用予定ですが、利用した時間も助成対象ですか？	こども家庭庁ベビーシッター券を利用した時間も、他のクーポン同様助成対象です。ただし、実費が少額となる場合も、本事業の助成申請をする場合は時間数144時間の算定に入ります。実費が少額のため、その時間分は自己負担とし、本事業の助成対象に含めたくないという場合は、利用内訳表には、その分を除いてご記入ください。
	14	購入した事業者のポイント利用分は助成対象額に含まれますか？	ポイント利用による割引を受けている場合は、原則、クーポン等利用時と同様に差し引いた後の利用料を補助対象としますが、有償ポイント（利用者が事業者のポイントを購入し、そのポイントを保育の利用に充てるようなケース）は、通常の料金支払いと同様とみなし、差し引かないで助成します。有償ポイントを利用されている場合は、ポイントと円の換算レート（1ポイント＝〇円）等ポイントの内容が分かるもの、②何ポイント（何円）分を利用したかがわかるものをご提出ください（利用明細書等に記載がある場合は追加提出不要。利用明細書等に記載がなく、別に証明できる書類もない場合は、利用明細の余白に内容等を追記し、ご申請ください）。なお、1ポイント＝1円ではない場合で、追加でポイントが付与されている場合は、追加で付与されたポイントは差し引いて助成額を算出します。
事業者	1	対象となる事業者を教えてください。	東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」をご確認ください。
	2	現在契約している事業者がありますが本事業の対象になりますか？	利用している事業者が東京都のホームページの認定事業者一覧に載っていることに加え、従事するベビーシッターが東京都の定める要件を満たしている必要があります。 ※上記事業者の利用であっても、認定ベビーシッターを利用していないと助成対象外となります。

	3	普段利用している事業者が、東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」の対象でなかったですが、他の制度で助成可能ですか？	調布市で以前から実施している「ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」で助成可能な場合がございます。対象事業者、助成金額等内容が異なりますので、市のホームページをご覧ください。
	4	事業者ごとの利用方法や料金設定が知りたい/おすすめの事業者は？	事業者のサービス内容については、各事業者にお問合せください。また、事業者の斡旋は行っていません。なお、サービス利用によるトラブルに市は関与しません。
	5	事業者との契約の際に注意すべき点はありますか？	①こども家庭庁の定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえて契約すること ②利用する事業者が、都の認定事業者であること ③事業者に対し、契約時に「都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えること ④ご利用前にベビーシッターから「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業要件証明書」を受け取ること
保育基準	1	共同保育を必要とするとは、どのような場合ですか？	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育て悩みを相談するなどして、子育ての不安を解消する場合などです。保護者が常に保育に関わっていることが条件になるため、仕事や家事を行う場合は共同保育には当たりません。
	2	保育基準に「児童一人に対しベビーシッター1人による保育であること」とありますが、兄弟姉妹（2名とも助成対象年齢）で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか？	基本的には、児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育を補助対象とします。ただし、例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹を保護者等とベビーシッターが共同して保育を行う場合（共同保育）で、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人であっても対象となります。
	3	保護者との共同保育で、児童2人（補助対象内）を1人のベビーシッターが保育している場合、短時間の外出や在宅勤務をしても対象になりますか？	児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育が補助要件のため、保護者の外出中は補助対象外です。また、保護者が自宅内で在宅勤務や家事を行う場合においても対象になりません。
	4	利用内訳表に共同保育の記載がない場合は、どうすればよいですか？	利用明細の余白に、共同保育を実施した日がわかるように記載し、申請してください。共同保育の記載がない場合は、お電話にて確認させていただく場合がございます。
	5	補助対象外の児童1人と補助対象の児童1人の場合は、1人のベビーシッターで保育しても補助対象となりますか？	補助対象外の児童が1人までであれば、ベビーシッター1人で2人を保育することで補助制度を活用することは可能です。しかしながら、補助対象となるのは補助対象児童1人のみです。
	6	ベビーシッター1人で、友人の子1人と自分の子1人の保育をする場合は、補助対象となりますか？	友人の子と自分の子の場合は共同保育の要件を満たさないため、補助対象外です。
	7	小学生の兄弟を一緒に預けたい場合、ベビーシッターが何人必要ですか？	小学生以上の兄弟姉妹を預かる場合、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人であっても兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、未就学児の兄弟姉妹が複数人いる場合は、その人数と同じ数のベビーシッターを配置する必要があります。
申請	1	事前に市への登録は必要ですか？	市への事前登録は不要です。東京都認定のベビーシッター事業者に直接申し込んで利用していただき、利用料の支払が終わった後に市に申請してください。
	2	兄弟姉妹で本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか？	児童ごとに助成上限時間があるため、児童ごとの作成をお願いいたします。
	3	複数月分をまとめて申請できますか？	最終締切日までに申請すれば、いつでもまとめて申請することができます。ただし、申請書類に不備があった場合に不備がある利用分の助成を受けられないことがあるため、余裕を持った申請をお願いします。
	4	要件証明書は利用日より後の日付のもので申請できますか？	事業者が発行する要件証明書は利用日当日か、利用日以前の日付が記載されている必要があります。利用日以降の日付のものの場合、受付ができません。
	5	前回申請時と同様のシッターを利用した場合、改めてベビーシッター要件証明書を提出する必要がありますか？	ベビーシッター要件証明書は前回申請時に提出済みであっても、申請する期が異なる場合は改めてご提出ください。
	6	領収書と利用明細が一つの書類にまとめていても、提出書類としても認められますか？	認められます。 利用した児童の名前・利用日・利用時間・利用料の内訳等が分かるものをご提出ください。
	7	明細の代わりに請求書でも大丈夫ですか？	利用明細書がない場合、請求書に必要な項目の記載があれば申請可能です。なお、別途領収書の提出が必要となります。

	8	兄弟姉妹でベビーシッターを利用したので、児童それぞれではなくまとめて1枚の領収書や明細書しか出ませんが、大丈夫でしょうか？	1家庭で1枚の領収書や明細書しか出ない場合は、児童ごとに分かれていなくても構いません。
	9	事業者からは、基本的に月ごとの領収書しか発行されません。事業者へ日ごとの領収書発行を依頼する必要がありますか？	月ごとの領収書に、日ごとの利用料・利用時間等の明細が確認できれば、月ごとの領収書でも構いません。
	10	「3月利用分」の領収書が、最終申請期限までに発行されません	カード会社によっては、領収書、利用明細等が申請期限に間に合わないことも想定されます。その場合でも、最終受付締切日までに申請する必要があります。事前に市にご相談いただいた上で、申請書類に不足書類がある旨（何が不足しているか、いつ提出できるか等）を余白やふせん等にメモ書きし、申請書類を提出してください。領収書等が発行できる状態になったら、至急追加で提出してください。最終的に5月9日までに不足書類を送付する必要があります。
	11	領収書のあて名と異なる名前で申請することはできますか？	領収書と申請者は一致している必要があります。申請者と異なる方の口座に振込を希望する場合は、申請時に振込口座を指定し、委任欄に記載をお願いいたします。
	12	支払い完了メール（電子レシート）を領収書の代わりとして利用することはできますか？	本事業ではメールのコピーでは領収書の代わりとしてご利用いただけません。領収書の提出をお願いします。
	13	職場の福利厚生/クーポンを利用しましたが、明細に記載がありません。	補助制度によっては領収書や利用明細書に記載がない、または「利用見込」のように記載される場合があります。別途利用が分かる資料を提出してください。
	14	割引サービスを利用しましたが、明細に利用額が表示されません。	割引サービスの仕様によっては、領収書や明細書に表示されない場合があります。この場合、①クーポン申請の控えが残っていればそのコピーを、②事業者で利用証明が出る場合は証明書を、③どちらも対応できない場合は審査時に事業者へ確認するものとします。
	15	複数日分の申請をする場合、合計時間から1時間未満の利用分が切り捨てられますか？	申請した保育の合計時間ではなく、1回の利用回ごとに切り捨てます。
	16	切り捨てた部分にクーポン等利用額を充てることはできますか？	1時間未満の端数時間に対して、クーポン利用額を充てることはできません。例えば、@2,200円で2.5時間利用し、クーポン1,000円を使用した場合、助成対象となる保育料は2時間分（@2,200×2時間=4,400円）であり、そこからクーポン利用額1,000円を差し引いて計算します。
	17	「利用内訳表」に記載した利用料がそのまま助成されますか？	助成額は申請書類を元に市で算出します。助成額は助成決定通知書でご確認ください。金額について、ご不明な場合はお問い合わせください。
他制度との区分け	1	調布市で行っているベビーシッター等を利用した場合の利用料助成事業2事業の概要を教えてください。	調布市では、令和6年7月利用分から新たに始まる、東京都補助事業を活用した「A.ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」、既存の「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」との2事業があります。 「A.ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」は、助成金額上限が児童一人1時間当たり2,500円（午後10時から午前7時までの夜間帯は3,500円）、利用時間上限が児童一人1年度当たり144時間（多胎児は別途加算）です。 「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」は、助成金額上限が助成対象サービス利用料の2分の1、利用時間上限が一家1年度当たり28,000円（多子・多胎児は別途加算）です。
	2	「A.ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」と「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」は、重複して申請できますか？	同じ利用に対しては、重複して申請できません。利用開始前に、どちらの事業に申請するかをお選びください。 対象者ごとに、適した事業に申請いただくこととなりますが、どちらかの事業が対象上限に達した際に、次の利用分からもう一方の事業に申請することは可能です。

	3	「A.ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」と「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」は、どちらで申請すればよいですか？	<p>ベビーシッターを利用した際は、基本的には、利用上限時間数の多い「A.ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」への申請の方が適した方が多いです。しかし、下記の場合は「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」の方が適している場合があります。</p> <p>①ベビーシッターの保育料が、児童一人1時間当たり5,000円（午後10時から午前7時までの夜間帯は7,000円）以上の場合 ②利用を希望するベビーシッター事業者が、東京都の定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者でない場合 ③1歳未満の児童の保護者で、家事支援サービスまたは育児支援サービスを利用する場合</p>
	4	ベビーシッター利用に際して、併用できない補助を教えてください。	子ども政策課で実施している「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」、子ども家庭支援センターすこやかで実施している「ベイビーすこやか（産前・産後支援ヘルパー事業）」及び「ファミリー・サポート・センター事業」、子ども家庭課の「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」、保育課の「幼児教育・保育無償化制度」等です。
	5	幼児教育・保育無償化対象（新2号認定、新3号認定）の児童ですが、ベビーシッター利用について、本事業との併用はできますか？	同一のベビーシッターの利用について、無償化制度と本事業の併用はできません。どちらを利用されるか判断の上、ご申請ください。また、無償化制度については保育課にお問い合わせください。
その他	1	ベビーシッター利用時点では市内在住でしたが、申請時点では市外に転居していますが、申請可能ですか？	市内在住時に利用した分が補助対象となります。市外に転居していても、利用時点が市内在住であれば申請可能です。
	2	東京都の他自治体から転入しましたが、前住所の自治体でも本事業による助成を受けました。上限時間はどうなりますか。	都内からの転入で、以前の自治体でこの事業を利用していた場合、通算での年間利用時間数が144時間（未就学の多胎児の場合は288時間）となります。利用に際しては、時間数の管理をお願いいたします。また、調布市から前住所の自治体に対して、利用時間数を照会することがあります。